



# 第25期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月22日（水曜日）  
午前10時 [開場 午前9時]

**開催場所** 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地  
**尼崎商工会議所会館**  
7階 701会議室

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

株主総会におけるお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同封の議決権行使書のご郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場はできる限りお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせ申し上げます。

<https://www.osaka-ti.co.jp/>

目次	
1	株主の皆様へ
2	招集ご通知
5	株主総会参考書類
24	事業報告
39	計算書類
41	監査報告書

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の蔓延により大きく落ち込んだ世界経済も漸く回復しつつあるなかロシアによるウクライナ侵攻が資源やエネルギー価格の高騰を更に押し上げ、世界的なサプライチェーンにおける混乱も加わり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社におきましては、主力事業であるチタン事業において航空機、一般産業向け共にスポンジチタン需要が回復基調にあること、堅調に推移した半導体市場を背景に高純度チタンの販売が拡大したこと等によりチタン事業、高機能材料事業ともに売上高が増加しました。しかしながら、チタン鉱石をはじめ各種原材料価格の高騰、電力単価の上昇や海上運賃の大幅な上昇等による影響が大きく、当期損益は赤字を計上いたしました。

このような厳しい事業環境下において、生産諸元の改善による合理化、労務費の削減や諸経費の圧縮等に全社を挙げて引き続き取り組む一方、チタン事業の収益力回復に向けてスポンジチタンや四塩化チタンの製品価格の適正化を最重点課題と位置づけ、お客様にご理解を求めながら鋭意推進しております。これらの取り組みにより事業基盤の強化を図りながら安定的な収益を確保し、早期の業績回復に向けて鋭意取り組んでまいります。また、持続的な成長のための事業構造の強化に向けて球状チタン合金粉末（合金TILOP）やSiO<sub>2</sub>負極材の早期戦力化を進め、事業ポートフォリオ変

革を加速していきます。将来の新たな事業展開を図るため新規事業の創出を引き続き推進してまいります。

一方、昨今の気候変動に起因する影響は深刻化しており、サステナブル経営を通じて地球温暖化抑制等の環境問題をはじめ社会、経済の視点から持続可能な社会の実現に向けた諸課題の解決に積極的に参画してまいります。これらの活動を通じて中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

当期損益をはじめ現下の状況を踏まえまして、誠に遺憾ながら前事業年度に引き続き、配当を見送りとさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに早期に復配できるよう努めてまいりますので、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2022年5月  
代表取締役社長

杉崎 康昭

株主各位

兵庫県尼崎市東浜町1番地

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

代表取締役社長 杉崎 康昭

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同封の議決権行使書のご郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場はできる限りお控えいただきますようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁のいずれかの方法によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日） 午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭通3丁目96番地 尼崎商工会議所会館 7階 701会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎以下の①②の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①事業報告のうち、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎監査役が監査した事業報告は本招集ご通知の記載と上記の①で構成されており、会計監査人及び監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知の記載と上記の②で構成されています。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載してお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.osaka-ti.co.jp/ir/index.html>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時（開場：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後5時15分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後5時15分入力分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

0.0000000

1.	
2.	
3.	
4.	

印刷後

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

0.0000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

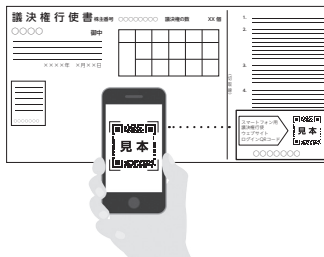
# インターネットによる議決権行使のご案内

## (1) QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

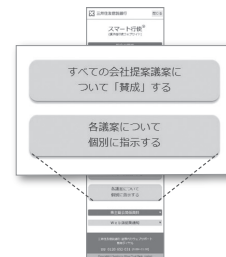
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社ウェブの登録商標です。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



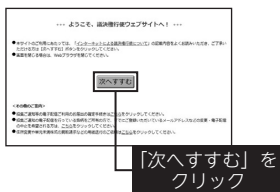
「スマート行使」での  
議決権行使は  
1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

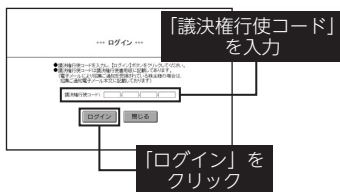
## (2) 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

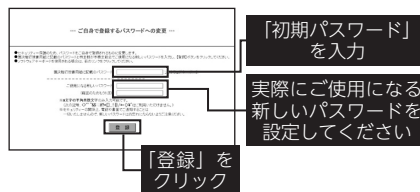
- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行  
証券代行  
ウェブサポート

専用  
ダイヤル



0120-652-031  
(午前9時～午後9時)

其他のご照会は



0120-782-031  
(平日午前9時～午後5時)

### インターネットで議決権行使をされる場合のご注意事項

- 書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の業容の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、第2条の目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社事業を取り巻く環境の変化に対応すべく、経営に関する意思決定の一層の迅速化を図るとともに、取締役会における経営方針・経営戦略の策定などの議論をより充実させ、更に、取締役会の監督機能を強化することを目的として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたしたく、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(1) 金属チタニウム等稀有金属の製造並びに販売</p> <p>(2) チタニウム化合物等稀有金属化合物の製造並びに販売</p> <p>(3) シリコン等半導体材料の製造並びに販売</p> <p>(4) シリコン化合物及び<u>化学工業薬品の製造並びに販売</u> (新設)</p> <p>(5) 前各号に附帯する事業並びに関連する一切の業務</p>	<p>(1) 金属チタニウム等<u>非鉄金属及び半導体材料</u>の製造並びに販売</p> <p>(2) チタニウム化合物等<u>非鉄金属化合物</u>の製造並びに販売 (削除)</p> <p>(3) シリコン化合物及び<u>化学薬品・工業薬品材料</u>の製造並びに販売</p> <p>(4) <u>産業廃棄物及び一般廃棄物の処理及び再生事業</u></p> <p>(5) (現行どおり)</p>
<p>第 3 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 条 (機関の設置)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人</u>を置く。</p>	<p>第 4 条 (機関の設置)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第 12 条～第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 16 条 (現行どおり)</p>
<p>第 17 条 (参考書類等のインターネット開示)</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="167 193 745 367">当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p data-bbox="390 405 458 435">(新設)</p> <p data-bbox="258 798 656 828">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="167 873 628 938">第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="390 979 458 1010">(新設)</p> <p data-bbox="167 1090 745 1264">第19条 (取締役の選任) 1. 取締役の選任は、株主総会において行い、この選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="167 1339 745 1404">2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p data-bbox="772 405 1109 435">第17条 (電子提供措置等)</p> <p data-bbox="772 443 1357 545">1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="772 553 1357 722">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="858 798 1256 828">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="772 873 1357 1047">第18条 (取締役の員数) 1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、<u>6</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="772 1090 1357 1369">第19条 (取締役の選任) 1. 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において行い、この選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="772 1339 1146 1369">2. (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
<p>第 20 条 (取締役の任期)            取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 20 条 (取締役の任期)  <u>1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>
<p>第 21 条 (役付取締役及び代表取締役)            1. 取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名及び取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>3. 代表取締役は、取締役会の決議により業務を執行する。ただし、日常業務は代表取締役に於いて、これを専行することができる。</p>	<p>第 21 条 (役付取締役及び代表取締役)            1. 取締役会は、その決議により<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名及び取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第 22 条 (取締役会)            1. 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、第 14 条第 2 項の規定を準用する。</u>            (新設)</p>	<p>第 22 条 (取締役会の招集及び議長)            1. 取締役会は<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役に支障があるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 23 条 (取締役会の決議の省略) (新設)</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 25 条 (取締役の責任免除) 1. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額</p>	<p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 23 条 (取締役会の決議方法) 1. 取締役会の決議は、議決に加わることができない取締役の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。 2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 (取締役の責任免除) 1. (現行どおり) 2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害</p>

現行定款	変更案
<p>を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第26条 (監査役の数)</u>  <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第27条 (監査役を選任)</u>  <u>監査役を選任は、株主総会において行い、この選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条 (監査役任期)</u>  <u>1. 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 (常勤の監査役及び常任監査役)</u>  <u>1. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>  <u>2. 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 (監査役会)</u>  <u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
<p><u>第 31 条 (監査役の報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会において定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 (監査役の責任免除)</u>  <u>1. 当社は、取締役会の決議をもって、監査役 (監査役であった者を含む。) の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>第 27 条 (常勤の監査等委員)</u>
	<u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第 28 条 (監査等委員会の招集)</u>
	<u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>第 29 条 (監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人

現行定款	変更案
<p>第 33 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>第 35 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て、代表取締役がこれを定める。</p> <p>第7章 計算</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 32 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て、代表取締役がこれを定める。</p> <p>第7章 計算</p>
<p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第25期定時株主総会の終結前に生じた監査役の会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第1項に定めるところによる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. <u>変更前定款第 17 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除及び変更後定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案

## 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

## ＜取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の一覧＞

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
1	すぎ ぎき やす あき 杉崎 康昭	再任	代表取締役社長
2	たか はし さとる 高橋 悟	再任	取締役専務執行役員 経営企画、総務人事、原料・資材各部の総括
3	つじ まさ ゆき 辻 正行	再任	取締役専務執行役員 営業、高機能材料各部の総括、東京支社長
4	かわ ふく じゅん じ 川福 純司	再任	取締役常務執行役員 安全環境防災、生産管理、品質保証、技術、試験分析、設備、チタン製造各部の総括

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

すぎざき やすあき

杉崎 康昭

(1957年5月17日生)

再任

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月	株式会社神戸製鋼所入社	2015年4月	同社専務取締役
2011年4月	同社執行役員、 技術開発本部開発企画部長	2016年4月	同社取締役専務執行役員、 社長付
2013年4月	同社常務執行役員、 技術開発本部長	2016年4月	当社顧問
2014年6月	同社常務取締役、 技術開発本部長	2016年6月	当社代表取締役社長 現在に至る

所有する  
当社株式の数

12,100株

取締役会出席状況  
(2021年度)

12/12回(100%)

取締役  
候補者と  
した理由

同氏は、当社代表取締役社長として企業価値向上に取り組み、チタン事業の収益力向上や事業ポートフォリオの変革に取り組む等、将来に亘る強靱な企業体質の構築に向けて強いリーダーシップを発揮して経営を担っていることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

たかはし さとる

高橋 悟

(1960年1月7日生)

再任

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社	2019年4月	当社取締役専務執行役員 現在に至る
2011年4月	当社業務部担当部長		
2012年6月	当社原料部長	<担当>	
2015年6月	当社執行役員、原料部長	経営企画、総務人事、原料・資材各部の総括	
2017年4月	当社執行役員、企画部長		
2018年4月	当社常務執行役員		
2018年6月	当社取締役常務執行役員		

所有する  
当社株式の数

8,100株

取締役会出席状況  
(2021年度)

12/12回(100%)

取締役  
候補者と  
した理由

同氏は、経理、経営企画、原料部門における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社取締役就任後も、財務部門の最高責任者の立場を担うとともに、総務人事部門等もあわせ総括し、当社のコーポレートガバナンスの充実に重要な役割を果たし、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

つじ  
辻

まさゆき  
正行

(1958年5月13日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社	2019年4月 当社常務執行役員、東京支社長
2006年7月 当社営業部担当部長	2019年6月 当社取締役常務執行役員、東京支社長
2008年6月 当社営業部長	2020年4月 当社取締役専務執行役員、東京支社長 現在に至る
2015年6月 当社執行役員、営業部長	
2017年7月 当社執行役員	
2018年4月 当社常務執行役員	

<担当>

営業、高機能材料各部の総括、東京支社長

所有する  
当社株式の数

17,400株

取締役会出席状況  
(2021年度)

12/12回(100%)

取締役  
候補者として  
理由

同氏は、長年に亘り営業部門に従事、チタン需要の拡大にあわせた販売戦略の展開において、国内外顧客との長期的関係の構築にリーダーシップを発揮し、スポンジチタンの拡販に大きく寄与するとともに、現在では、高機能材料事業部門も含めた当社事業全般の販売部門を総括し、事業拡大に尽力する等、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

かわふく  
川福

じゅんじ  
純司

(1960年4月1日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社神戸製鋼所入社	2018年4月 同社理事、鉄鋼事業部門チタン本部担当役員補佐
2010年4月 同社鉄鋼事業部門チタン本部チタン工場長兼チタン工場統括室長	2020年4月 当社常務執行役員
2013年4月 同社鉄鋼事業部門チタン本部長	2020年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る
2014年4月 同社理事、鉄鋼事業部門チタン本部長	

<担当>

安全環境防災、生産管理、品質保証、技術、試験分析、設備、チタン製造各部の総括

所有する  
当社株式の数

2,400株

取締役会出席状況  
(2021年度)

12/12回(100%)

取締役  
候補者として  
理由

同氏は、株式会社神戸製鋼所の事業ユニットの一つであるチタン本部において要職を歴任するとともに、当社取締役就任後も、これまでに培った幅広い見識とマネジメント力により製造・技術部門全般を牽引する等、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者としたしました。



## 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

<監査等委員である取締役候補者の一覧>

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	しまもと のぶ ひで 島本 信英	新任 常勤監査役
2	いいじま な え 飯島 奈絵	新任 社外 独立役員 社外取締役
3	やまぐち しげ ひさ 山口 重久	新任 社外 独立役員 社外取締役
4	むらた まさ し 村田 雅詩	新任 社外 独立役員 社外監査役

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号 1

しまもと のぶひで  
**島本 信英** (1960年1月3日生)

新任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社	2016年8月	当社執行役員、経理部長
2009年4月	同社経理部専任部長	2018年4月	当社執行役員、企画部長
2012年10月	当社経理部担当部長	2019年4月	当社常務執行役員、企画部長
2013年7月	当社経理部長	2019年11月	当社常務執行役員、 企画部長、経理部長
2015年7月	当社支配人	2021年4月	当社顧問
2016年4月	当社執行役員	2021年6月	当社監査役（常勤） 現在に至る

所有する  
当社株式の数  
5,100株

取締役会出席状況  
(2021年度)

9/9回(100%)

監査等委員である  
取締役候補者  
とした理由

同氏は、長年に亘り財務及び会計に関わる業務に従事し、その十分な知見を有するとともに、当社執行役員就任後は企画、経理部門を担当する等、当社事業にも精通しており、その知識と経験を、監査役として業務執行の監督等に活かし、職務を適切に遂行していることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

いじま な え  
**飯島 奈絵** (1964年4月11日生)

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録、 堂島法律事務所入所	2015年6月	当社社外取締役 現在に至る
2001年10月	米国ワシントンD.C. カークランド&エリス法律事務所入所	2016年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン株式会社）社外取締役（監査等委員）
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年4月	大阪弁護士会副会長
2002年9月	堂島法律事務所復帰 現在に至る	2022年3月	大倉工業株式会社 社外取締役 （監査等委員） 現在に至る
2003年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン株式会社）社外監査役		
2013年4月	京都大学法科大学院客員教授		

所有する  
当社株式の数  
0株

社外取締役在任期間  
(本総会終結時)

7年

取締役会出席状況  
(2021年度)

12/12回(100%)

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

同氏は、社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法律家として培われた専門知識及び幅広い見識を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かして職務を適切に遂行しており、今後も、法務リスクやコンプライアンスの観点から、これまで培われた法律家としての知識や経験を踏まえた適切な助言や業務執行の監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

**社外取締役候補者に関する特記事項**

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ておりません。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

**(ご参考)独立役員の独立性判断基準の概要**

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員の独立性判断基準を定めています。概要は以下のとおりであります。詳細につきましては当社ウェブサイト (<https://www.osaka-ti.co.jp/ir/pdf/cg.pdf>) をご参照ください。

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とします。

- ① 当社の取締役又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族
- ② 当社の主要株主
- ③ 当社の主要株主又は借入先の役員又は使用人
- ④ 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ⑤ 当社から一定額を超える金銭等の支払、寄付又は助成を受けている者
- ⑥ 過去5年間に於いて、上記②～⑤のいずれかに該当していた者
- ⑦ 配偶者又は二親等以内の親族が、上記②～⑤のいずれかに該当する者

候補者番号 **3**

やまぐち しげひさ  
**山口 重久** (1952年6月11日生)

新任

社外

独立役員

## 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月	安立電気株式会社（現 アンリツ株式会社）入社	2007年4月	同社取締役常務執行役員、グローバルビジネス本部長
1999年6月	同社海外第1営業本部第2営業部長	2008年4月	同社取締役常務執行役員、営業・CRMグループ総括
2002年7月	同社グローバルマーケティング本部長	2010年4月	同社取締役常務執行役員、経営企画室長
2003年4月	同社執行役員、グローバルビジネス本部長	2011年4月	同社取締役
2003年6月	同社取締役執行役員、グローバルビジネス本部長	2011年6月	同社常勤監査役
		2020年6月	当社社外取締役 現在に至る

所有する  
当社株式の数

0株

社外取締役在任期間  
(本総会終結時)

2年

取締役会出席状況  
(2021年度)

12/12回(100%)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、アンリツ株式会社において、海外事業、経営企画各部門等の要職を歴任し、経営者として高い見識と豊富な経験を有するとともに、同社において監査役の経験を有するなど企業統治にも造詣が深く、当社社外取締役に就任以降、その知識や経験等を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かして職務を適切に遂行しており、今後も、経営経験を含む幅広い職務経験によって培われた知識や経験を踏まえた適切な助言や業務執行の監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号 4

むらた まさし  
**村田 雅詩** (1958年3月19日生)

新任

社外

独立役員

所有する  
当社株式の数

0株

社外監査役に在任期間  
(本総会終結時)

1年

取締役会出席状況  
(2021年度)

9/9回(100%)

### 履歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 入社	2007年 4月	同社経営企画室室長
1995年 3月	同社電子事業本部マーケティンググループ グループリーダー	2011年 7月	Santen Inc. CAO(Chief Administrative Officer)
1999年 8月	参天製薬株式会社入社 社長室室長	2014年 1月	参天製薬株式会社 監査役室室長
2001年 9月	同社医薬事業部事業企画グループ グループマネージャー	2016年 6月	同社常勤監査役
2002年 7月	同社医薬事業部眼科マーケティンググループ グループマネージャー	2020年 6月	同社シニアアドバイザー 現在に至る
2005年 1月	同社医薬事業部事業戦略企画グループ グループマネージャー	2021年 6月	当社社外監査役 現在に至る TOA株式会社社外取締役 現在に至る

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、参天製薬株式会社において、経営企画、事業企画、マーケティング等幅広い分野に従事し、豊富な知識と経験を有するとともに、同社において監査役の経験を有するなど企業統治にも造詣が深く、当社社外監査役に就任以降、その知識や経験等を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かして職務を適切に遂行しており、今後も、これら幅広い職務経験によって培われた知識と経験を踏まえた適切な助言や業務執行の監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補といたしました。

### 社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年6月19日開催の第18期定時株主総会において月額2,400万円以内（うち社外取締役分は月額200万円以内）として決議いただき、今日に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数が6名以内となることを勘案し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額2,300万円以内（うち社外取締役分は月額100万円以内）と設定することをお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針の内容は、事業報告の34頁から35頁の「(4)取締役報酬の内容の決定に係る方針に関する事項」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針の実質的な変更を行うことは予定しておりません。

上記報酬額は、当該方針に沿うものであり、また、指名・報酬委員会の審議も経ていることから、相当であると判断しております。

また、上記の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を月額700万円以内と設定することを願います。

上記報酬額は、監査等委員である取締役の職責等を考慮して設定しており、本議案の内容は相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案の候補者の主な経歴等

	氏名	再任・新任	社内・社外	独立役員	現在の地位	事業部門経営	財務・会計	ガバナンス・法務	グローバルビジネス	営業・マーケティング	テクノロジー
第2号議案	杉崎 康昭	再任	社内	—	代表取締役社長	○		○			○
	高橋 悟	再任	社内	—	取締役		○	○	○		
	辻 正行	再任	社内	—	取締役	○			○	○	
	川福 純司	再任	社内	—	取締役	○				○	○
第3号議案	島本 信英	新任	社内	—	監査役 (常勤)		○	○			
	飯島 奈絵	新任	社外	○	社外取締役			○	○		
	山口 重久	新任	社外	○	社外取締役	○		○	○		
	村田 雅詩	新任	社外	○	社外監査役			○	○	○	

(注) 1. 第2号議案及び第3号議案の承認可決を条件として、当社取締役会における独立社外取締役の割合は3分の1以上となります。

2. 主要なスキル (最大3項目) を表示しております。



## ① 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国及び海外経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る厳しい状況にあったものの、緩やかな景気回復基調にありました。しかしながら、景気回復に伴う資源価格をはじめとした各種原燃料や海上運賃の高騰があり、国内外経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社チタン事業におきましては、航空需要が未だ回復途上ではあるものの、航空機用途向けが主体の輸出スポンジチタンの売上高は段階的な受注量の増加により、前年同期比で80.8%増となりました。また、一般産業用途向け主体の国内スポンジチタン需要も徐々に回復し、前年同期比65.7%増となりました。結果、チタン事業の売上高は25,020百万円(前年同期比74.9%増)となりました。

高機能材料事業では、半導体関連需要は依然として好調を維持したことにより、スパッタリングターゲット用高純度チタンの販売は引き続き増加、高品質球状チタン粉末(TILOP)の販売増と合わせ、売上高は3,217百万円(前年同期比30.9%増)となりました。

また、事業撤退したポリシリコン事業の残在庫の売却は当事業年度で完了しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、28,549百万円(前年同期比67.4%増)となりました。

損益につきましては、チタン事業における販売数量の増加、生産諸元の改善等の合理化、労務費の削減や諸経費の圧縮等に取り組んできたものの、在庫適正化を目的とした低操業の継続や各種原燃料価格の高騰、海上運賃の大幅な上昇等により、営業損失は1,914百万円(前年同期は3,425百万円の損失)、経常損失は1,719百万円(前年同期は2,843百万円の損失)、当期純損失は3,112百万円(前年同期は5,083百万円の損失)となりました。また、当事業年度において繰延税金資産を1,292百万円取崩しております。

なお、長期的な安定資金の確保を目的として、シンジケート・ローンの借り換えを11,500百万円実施した他、個別の長期借入金の借り換えも実施しております。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1,964百万円であります。

この主なものは、チタン製造設備の維持改善であります。

### (3)資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金及び借入金等により充当しております。

### (4)業績及び財産の推移

区 分	2018年度 (第22期)	2019年度 (第23期)	2020年度 (第24期)	2021年度 (当事業年度)
売上高(百万円)	43,666	38,189	17,053	<b>28,549</b>
経常利益(百万円)	2,422	1,322	△2,843	△1,719
当期純利益(百万円)	△1,322	736	△5,083	△3,112
1株当たり当期純利益	△35円95銭	20円02銭	△138円15銭	△84円57銭
総資産(百万円)	80,928	76,518	77,743	<b>76,586</b>
純資産(百万円)	34,305	34,921	29,708	<b>26,509</b>

- (注) 1. △は損失を示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 2020年度より会計方針の変更を行っており、2019年度(第23期)に係る各数値については遡及修正後の数値を記載しております。

### (5)対処すべき課題

一昨年より始まった新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により航空機向けチタン需要は急激に減退し、更には一般産業向けチタン需要も減退しました。現在、いずれのチタン需要も段階的ながら回復しつつありますが、コロナ禍以前の需要規模には及ばず、本格回復には未だ時間を要することが予想されます。

このような事業環境において、当社事業におきましては低迷する需要に対応するためスポンジチタン生産において低操業度を維持しつつ、業績の回復に向け要員対策をはじめ徹底したコスト削減に取り組んでおります。また、収益構造の強化にも傾注しており、成長が著しい半導体市場において高機能材料事業の製品、殊更、高い収益性が期待できる高純度チタンの拡販などにも取り組んでおります。

しかしながら、コロナ禍により一旦は大きく落ち込んだ世界経済の好転に伴いチタン需要は回復しつつあるものの北米における物流停滞や海上運賃の継続的な上昇等に加え、高騰していたチタン鉱石や燃料価格がロシアによるウクライナ侵攻により更に押し上げられており、先行きは依然として不透明な状況にあります。

現在、高騰する原材料価格等が業績回復の制約になるなかで、チタン事業の収益力の改善に向けてお客様にご理解を求めつつ販売価格適正化を推進しております。また、生産諸元の改善等の合理化、

労務費の削減や諸経費の圧縮等にも引き続き全社を挙げて取り組んでおります。

一方、厳しい経営環境にはありますが、中長期経営課題である事業構造の強化に向けて合金TILOPの事業成長の早期化やリチウムイオン電池用SiO負極材の事業化等を推進しております。持続的な成長に資する新たな事業にも限定的ながら経営資源を継続的に投入することで、長期ビジョンを描きながら事業ポートフォリオの変革にも取り組んでまいります。これらの取り組みによってチタン事業における安定的な収益確保と高機能材料事業の成長を加速し、財務体質の早期健全化と安定成長基盤の再構築を図ってまいります。

現在、以下の経営課題に対し基本方針を設定し、鋭意取り組んでおります。

**【経営課題】**

- ・ 価格適正化及び徹底したコスト削減によるチタン事業の収益力の回復
- ・ 事業構造の強化による収益構造の補強と成長戦略の加速
- ・ 財務体質の早期健全化による安定成長基盤の復元

**【基本方針】**

- ・ 基幹事業であるチタン事業の収益力を再構築し、回復需要の着実な捕捉による成長軌道への早期復帰
- ・ 事業構造の変革のため高機能材料事業の成長力と収益力の強化
- ・ 事業ポートフォリオの変革の加速に向けた新規事業の萌芽、育成の着実な推進
- ・ カーボンニュートラル対応をはじめ環境負荷低減に向けた多面的な活動の推進
- ・ IT技術の積極的な活用（DX対応と業務改革、AI等を活用した生産技術の高度化）

それぞれの事業セグメントにおける課題は次のとおりであります。

**1. チタン事業****①収益基盤の強化**

- ・ 長期的な事業の継続性を確保できる水準への販売価格及び販売構成の適正化
- ・ 革新的な技術開発によるコスト構造の改質と環境負荷低減への貢献
- ・ 安定かつ競争力ある原料調達体制の維持と低廉原材料の利用技術の強化

**②最適生産体制の追求**

- ・ 販売数量見合いの最適な生産体制の高度化と採算性最大化のための品種構成の構築
- ・ 生産技術の高度化のためのAI等の数理工学的アプローチの積極導入

## 2. 高機能材料事業

### ①高純度チタンの顧客対応力強化による事業拡大

- ・ 技術営業力の強化による顧客対応力の強化と戦略製品によるシェア拡大
- ・ 先端ニーズを先取りした特長ある製品の開発と継続的な成長機会の捕捉
- ・ 高付加価値品の拡販とロスコスト削減による収益力の更なる強化

### ②球状チタン合金粉末(合金TILOP)の事業基盤の強化

- ・ 合金TILOP専用工場の戦力化による事業基盤の構築
- ・ 事業推進体制の強化による提案力の向上と顧客との連携深化
- ・ 継続的なプロセス技術開発と差別化製品の市場投入

### ③リチウムイオン電池用SiO負極材料の事業化加速

- ・ 専門組織による顧客ニーズへのきめ細かく迅速な対応で早期事業化を推進
- ・ パイロットプラントによる品質、製造技術の検証と事業基盤の獲得

### ④高品質メニュー創出に向けた取り組みの継続

- ・ 全社横断体制による当社保有技術を活用した新規事業の探索と事業化検討

### 3. 全社的取り組み

#### ①コスト構造の強化

- ・業務効率化や組織統合による間接人員の削減、経費削減の継続
- ・事業ポートフォリオ変革に向けた柔軟な組織改革の推進

#### ②技術開発力の強化

- ・生産プロセス技術の高度化に特化した組織体制の強化と社外研究機関との連携
- ・新たな製品や事業のための玉だし活動の継続

#### ③人材育成

- ・次代を担うリーダーの計画的な育成に向けた人事施策の充実
- ・熟練者の経験やノウハウ等の可視化、共有化による技能伝承と技術スタッフの強化

#### ④DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応推進

- ・基幹システムの刷新による業務改革の推進
- ・蓄積データの積極的な活用による更なる品質安定化と生産効率の向上

#### ⑤ESG取り組み

- ・環境負荷低減への貢献
- ・安全で健康な職場環境の構築
- ・人材育成とダイバーシティの推進
- ・ガバナンスの充実による持続的成長
- ・先端素材の開発・提供によるサステナビリティ社会への貢献

## (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

### 【チタン事業】

スポンジチタン、チタンインゴット、四塩化チタン、四塩化チタン水溶液

### 【高機能材料事業】

高純度チタン、SiO<sub>2</sub>、TILOP（球状チタン粉末）、粉末チタン

## (7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社・尼崎工場	兵庫県尼崎市
東京支社	東京都港区
岸和田製造所	大阪府岸和田市

## (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名減	歳	年
655	29	43.1	15.3

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んだ就業人数であります。  
 2. 上記1.従業員数のほか、臨時従業員は19名（年間平均雇用人数）であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額残高 (百万円)
シンジケートローン	18,500
株式会社三井住友銀行	1,500
三井住友信託銀行株式会社	4,000
株式会社池田泉州銀行	5,000
株式会社日本政策投資銀行	3,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものです。

## ② 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 125,760,000株

(2)発行済株式の総数 36,800,000株

(自己株式 1,336株含む)

(3)株主数 16,685名

### (4)上位10名の株主

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社神戸製鋼所	5,500	14.95
日本製鉄株式会社	5,488	14.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,843	7.73
住友商事株式会社	864	2.35
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	775	2.11
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	590	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH,LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	460	1.25
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	457	1.24
BNS ASIA LIMITED	400	1.09
セントラル短資株式会社	380	1.03
合 計	17,759	48.26

(注) 所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式数を除いて算出しております。



### ③ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## ④ 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長)	杉 崎 康 昭	
取締役 (専務執行役員)	高 橋 悟	経営企画、総務人事、原料・資材各部の総括
取締役 (専務執行役員)	辻 正 行	営業、高機能材料各部の総括、東京支社長
取締役 (常務執行役員)	川 福 純 司	安全環境防災、生産管理、品質保証、技術、設備、 チタン製造各部の総括
取締役	飯 島 奈 絵	堂島法律事務所パートナー弁護士、 大倉工業株式会社社外取締役 (監査等委員)
取締役	山 口 重 久	
監査役〔常勤〕	島 本 信 英	
監査役	安 西 浩一郎	日本製鉄株式会社関係会社部部長代理
監査役	門 脇 良 策	株式会社神戸製鋼所執行役員
監査役	村 田 雅 詩	TOA株式会社社外取締役

- (注) 1. 地位中の ( ) 内の役職は、執行役員としての役職を表しております。
2. 取締役飯島奈絵及び山口重久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役安西浩一郎、門脇良策及び村田雅詩は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役飯島奈絵、山口重久及び監査役村田雅詩を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役島本信英は、長年に亘り経理・財務に関する業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年6月18日開催の第24期定時株主総会において、島本信英及び村田雅詩が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2021年6月18日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、監査役杉崎文男は任期満了により退任し、監査役岡野正之は辞任いたしました。
8. 当社は定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、当社の社外取締役及び社外監査役としての任務を怠りこれにより損害が生じた場合でも、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項各号所定の合計額を限度として損害賠償責任を負うものとする内容の契約を締結しております。
9. 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、当該保険契約では、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、故意による法令違反や犯罪行為に起因する損害賠償請求等の事由に対しては填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (2)取締役及び監査役の報酬等

### 1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内、社外取締役)	110 (12)	110 (12)	—	—	6 (2)
監査役 (内、社外監査役)	21 (6)	21 (6)	—	—	4 (2)
合計 (内、社外役員)	131 (18)	131 (18)	—	—	10 (4)

(注) 当事業年度末現在の員数は、取締役6名及び監査役4名であります。

### 2) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、前事業年度の業績・配当水準と、当事業年度の業績動向及び配当動向を勘案して決定しております。当該指標を選択したのは、株主の皆様と価値観を共有することを目的としたためであります。

前事業年度及び当事業年度における業績水準は、25頁(4)業績及び財産の推移に記載のとおりです。また、配当につきましては、前事業年度に引き続き、当事業年度も見送りとしたしております。

### 3) 取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2015年6月19日開催の第18期定時株主総会において、月額24百万円以内(内、社外取締役は2百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(内、社外取締役は2名)であります。

監査役の報酬は、2006年6月23日開催の第9期定時株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(内、社外監査役は2名)であります。

### 4) 取締役報酬の内容の決定に係る方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針(以下、「取締役報酬の内容の決定に係る方針」という。)を決議しておりますが、指名・報酬委員会の設置に伴い、2022年4月26日開催の取締役会において改訂しております。

また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、改訂前の決定方針に則り、取締役の報酬についての取締役会での決定に先立ち、独立社外取締役に取締役報酬に関する方針を説明し、意見を徴したうえで、決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

改訂後の取締役報酬の内容の決定に係る方針の内容は次のとおりです。

#### ①取締役の個人別報酬(以下「報酬」とする)の基本方針

(i) 取締役の報酬は、月例報酬としております。

(ii) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び毎期の業績動向や配当動向等を総合的に勘案して決定する業績

連動報酬としております。

(iii) 社外取締役の報酬は、固定報酬としております。

## ② 業務執行取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針

### (i) 報酬の構成

取締役の報酬は固定給としての基本報酬と、業績目標達成度に連動する業績連動報酬で構成しております。

### (ii) 報酬の算定方法

#### 1) 基本報酬

基本報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して、役職別の固定額を定めております。

#### 2) 業績連動報酬

業績連動報酬は、前事業年度の業績・配当水準と、当事業年度の業績動向及び配当動向を勘案して決定しております。具体的には業績・配当水準に応じてレンジを設定し、各々のレンジ毎に役職別の支給額を定めております。業績連動報酬の報酬総額に占める割合は、業績・配当水準に応じ、0～50%の範囲となります。

## ③ 取締役の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬については、取締役会での決議に先立ち、指名・報酬委員会に取締役報酬に関する方針（個人別の報酬等の水準決定、業績連動報酬の比率の考え方等）を説明し、指名・報酬委員会の意見を徴したうえで、取締役会にて算定方法、水準変動、業績連動報酬の割合、他の役職員の報酬動向を踏まえ、指名・報酬委員会で決定した支給算式に基づき、取締役の個人別の報酬額を決定しております。

## 5) 監査役の個人別の報酬額の決定に関する事項

監査役各人別の個別報酬額については監査役の協議により決定しております。

### (3)社外役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

#### 1) 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	飯島 奈 絵	堂島法律事務所 パートナー弁護士 大倉工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)	当社と堂島法律事務所及び大倉工業株式会社との間には、特段の関係はありません。
社外監査役	安西 浩一郎	日本製鉄株式会社 関係会社部部长代理	当社と日本製鉄株式会社との間には、当社から同社への金属チタン等販売の関係があります。
社外監査役	門脇 良 策	株式会社神戸製鋼所 執行役員	当社と株式会社神戸製鋼所との間には、当社から同社への金属チタン等販売の関係があります。
社外監査役	村田 雅 詩	TOA株式会社 社外取締役	当社とTOA株式会社との間には、特段の関係はありません。

#### 2) 社外役員の主な活動状況

##### ①社外役員の取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	飯島 奈 絵	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての職務を通じて培われた法令に関する専門的知見に基づき議案審議の適正確保の観点から適宜、発言を行っております。
社外取締役	山口 重 久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての高い見識と豊富な経験や監査役としての経験に基づき議案審議の適正確保の観点から適宜、発言を行っております。
社外監査役	安西 浩一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	門脇 良 策	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	村田 雅 詩	2021年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、主に経営企画及びマーケティングに対する知見を有する監査役として適宜、発言を行っております。

## ②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	飯 島 奈 絵	当社中期経営課題について議論する場や、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、法務リスクやコンプライアンスの観点から、これまで培われた法律家としての知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。
社外取締役	山 口 重 久	当社中期経営課題について議論する場や、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、経営経験を含む幅広い職務経験によって培われた知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。

## ⑤ 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度中に異動した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新システム導入に伴う内部統制構築支援業務についての対価を支払っております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性を害する事由の発生等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が当該会計監査人を解任又は不再任とする議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

## ⑥ 会社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、将来に亘り企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。

利益の配分に関しましては、持続的成長のための投資と財務体質の安定・強化に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主への配当につきましては、安定性に配慮しつつ25%から35%の配当性向を目安に実施する方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾であります但し当事業年度の業績に鑑み見送りとし、中間配当を実施しなかったことから、年間配当は0円となります。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

	(百万円)
科目	金額
<b>資産の部</b>	
流動資産	41,515
現金及び預金	10,666
売掛金	13,507
商品及び製品	10,655
仕掛品	2,091
原材料及び貯蔵品	4,375
前渡金	45
前払費用	118
未収入金	52
その他	6
貸倒引当金	△ 3
固定資産	35,071
有形固定資産	33,091
建物	9,058
構築物	218
機械及び装置	8,224
車両運搬具	18
工具、器具及び備品	204
土地	14,823
建設仮勘定	543
無形固定資産	822
ソフトウェア	392
その他	429
投資その他の資産	1,157
投資有価証券	155
長期前払費用	0
前払年金費用	945
その他	55
<b>資産合計</b>	<b>76,586</b>

	(百万円)
科目	金額
<b>負債の部</b>	
流動負債	15,306
買掛金	2,727
短期借入金	9,700
未払金	141
未払法人税等	71
未払消費税等	1,279
未払費用	215
預り金	34
賞与引当金	215
設備関係未払金	920
その他	0
固定負債	34,770
長期借入金	30,800
退職給付引当金	1,909
繰延税金負債	454
資産除去債務	1,490
その他	117
<b>負債合計</b>	<b>50,077</b>
<b>純資産の部</b>	
株主資本	26,454
資本金	8,739
資本剰余金	8,943
資本準備金	8,943
利益剰余金	8,781
利益準備金	38
その他利益剰余金	8,743
繰越利益剰余金	8,743
自己株式	△10
評価・換算差額等	55
その他有価証券評価差額金	55
<b>純資産合計</b>	<b>26,509</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>76,586</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててにより表示しております。



# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

科目	金額	
売上高		28,549
売上原価		26,229
売上総利益		2,320
販売費及び一般管理費		4,235
営業損失		1,914
営業外収益		
受取利息及び配当金	6	
為替差益	476	
不用品売却益	122	
雇用調整助成金	128	
その他	68	803
営業外費用		
支払利息	176	
休止固定資産減価償却費	82	
割増退職金	44	
シンジケートローン手数料	291	
その他	14	608
経常損失		1,719
特別損失		
固定資産除却損	88	88
税引前当期純損失		1,807
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	1,292	1,304
当期純損失		3,112

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててにより表示しております。

# 会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滝 川 裕 介 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット、オンライン等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に直接またはオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 監査役会

常勤監査役	島 本 信 英	㊟
社外監査役	安 西 浩一郎	㊟
社外監査役	門 脇 良 策	㊟
社外監査役	村 田 雅 詩	㊟

以 上

## トップポリシー

1. 私たちはお客様との長期的なパートナーシップを大切にし、お客様の発展に寄与することで私たちの成長を目指します。
2. 私たちは常に「安定品質」、「安定供給」、「安定価格」を目指し、そのための最大限の努力を払います。
3. 私たちは「安全」かつ「健全」な職場作りに力を注ぎ、全てのステークホルダーとの信頼関係を築くことで社会との共生を目指します。

## ブランドスローガン

# New Challenge Best Quality

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	100株
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告します。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎0120-782-031 受付時間09:00～17:00 (土日休日を除く)
公告の方法	電子公告 <a href="https://www.osaka-ti.co.jp/">https://www.osaka-ti.co.jp/</a>

### 【株式に関するお問い合わせ先について】

住所変更等のお届出・ご照会は、証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。  
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場 ご案内図

## 会場

兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地

**尼崎商工会議所会館**  
**7階 701会議室**

TEL 06-6411-2251

## 最寄り駅

**阪神電車 尼崎駅**より  
**徒歩 約3分**

## お願い

駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株主総会におけるお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



尼崎商工会議所会館

尼崎市  
総合文化  
センター

国道2号線

尼崎市  
中小企業  
センター

庄下川

中央  
公園

立体遊歩道

阪神尼崎駅

阪神本線

至神戸三宮

至大阪梅田・大阪難波

至国道43号線

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

UD  
FONT

見やすく読みましがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



この印刷物は、FSC®認証材及び管理原材料から作られたFSC®認証紙を使用しており、また、環境に配慮した植物油インキを使用しております。

